

神社本庁憲章・敬神生活の綱領の精神で 統理を推戴して祭祀の伝統を護らう

決議書

去る五月二十八日に開催された神社本庁評議員会において、満場一致の決議をもって鷹司尚武統理様を御推戴申し上げることができましたことを誠に有り難く存じます。

神社本庁憲章にも記されてをりますやうに、「高天原に事始まり、国史を貫いて不易」である我が民族の伝統のもとに存する神社の大いなる枠組みとしての神社本庁の営みには、統理様の御指導が不可欠であります。

殊には、今回の神社本庁役員改選にあたっては、統理様が、百ヶヶ丘職舎売却から最高裁判決に至る経緯の中で、神社本庁に対する国民の信頼が大きく揺らいでゐることを深く御懸念され、この状況にあつて就任する神社本庁総長には、神社本庁の運営の遵法性、透明性、公正性を回復させるべき人材でなくてはならぬことをお示しになられて、芦原高穂氏を御指名になりました。誠に公正にして的確な御判断と拝承致します。

しかるに、世俗の機関である宗教法人の代表役員の権限に固執して、この統理様の御意向を無視するとき行動が神社本庁役職員のなかに見られることは言語道断の所業とも存じます。

神奈川県神社庁においては関係者は一丸となつて、統理様の御存念を断固として御支持申し上げますとともに、このやうな御心労を統理様にお掛けしてゐる現状を速やかに解消し、本来の神社界のあるべき姿を早急に回復し、広く国民にも信頼される神社本庁を再構築すべく奮励努力致しますことを是に決議します。

令和四年七月二十日

神奈川県神社庁

庁長

副庁長

副庁長

常任理事

理事

理事

理事


理事

理事

理事

理事

理事


小澤修 


佐野主水 

石川正人 


小泉愉孝 


佐野和史 

宮本佳昭 

関根正徳 

安西圭一 

松橋春行 

石井直樹 

石川國樹 

山本俊昭 

ごあいさつ

「神社本庁」といふ全国神社が集合してゐる団体は、神社本庁憲章にある通り、「高天原に事始まり、国史を貫いて不易」なるものを基盤に、「神宮を本宗」と仰ぎ「敬神尊皇の教学を興し」つつ活動してゐます。この理念の中心となるものとして統理様を推戴してゐます。

この「神社本庁」の世俗的実務のために、現憲法、宗教法人法に準拠して「宗教法人神社本庁」が組織され、法人規則として「神社本庁庁規」があり、その代表役員が総長です。

「庁規」は「憲章」に準拠しなければならぬことや、「総長は、統理の命を受けて庁務を総管」することも「憲章第十七条」「神社本庁役員その他の機関に関する規程」(この規程は憲章第五条に基づくもので、憲章の一部と考へてよい規程)に定められてをります。「神社本庁」の本来の姿を守り、豊に全国で祭祀厳修がなされ、我が国が修理固成されてゆくためにも、統理様の指名による役員が早急に構成され、清新な活動が一日もはやく展開されてゆくことを願ひ、今回、当県神社庁の理事会での決議と致しました。

各都道府県神社庁におかれましても広くこの趣旨を御理解ください、御賛同賜りたく、ここに意見広告として提示させていただきます。次第です。

神奈川県神社庁

神社本庁 統理 鷹司尚武 殿

横浜市磯子区磯子台二〇一
☎〇四五―七六二―一六三八七
FAX〇四五―七六一―一〇二〇〇